

## 修了評価の取扱い

### 1. 修了評価の方法

- (1) 全科目の修了時に、「介護職員初任者研修における目標、評価の指針」及び科目別に定める「到達目標・評価の基準」に基づき、各受講者の知識・技術の習得度を評価する。
- (2) 修了評価対象科目は、原則として「2 介護における尊厳の保持・自立支援」から「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」とする。
- (3) 修了評価は、次の方法により行うこと。なお、修了評価に要する筆記試験にかかる時間は、カリキュラムの時間には含めないものとする。  
ア、全科目を履修した者に対し、筆記試験を1時間以上実施する。  
イ、「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」内で行われる各技術の演習については、一連の演習を通して受講者の技術度合を評価することとし、介護技術を適用する各手順のチェックリスト形式による確認等、各研修事業者が適切であると判断する方法を定めて行う。
- (4) 修了評価課題は、原則として毎年度、内容等の見直しを行う。

### 2. 評価者及び評価認定

- (1) 評価は、原則として当該科目の担当講師が行う。
- (2) 評価認定は、次のとおり理解度の高い順にA・B・C・Dで評価し、C以上については基準を満たしたものとして認定する。なお、評価の難易度（評価基準を満たす程度）は、介護職の入口に位置する研修であることから、「列挙・概説・説明できるレベル」を想定する。

#### ○認定基準（100点を満点評価とする）

A=90点以上、B=80~89点、C=70~79点、D=70点未満

- (3) 評価認定は、筆記試験、演習の各評価を総合的に勘案して行う。  
なお、筆記試験においては、100点満点とした場合、70点以上を「基準を満たす程度」とする。
- (4) 修了評価の結果は、即日、受講者全員に個別に通知する。なお、認定基準に満たない者に対しては、直ちに再指導及び補修等を行い、基準に達するまで再評価を実施する。